

兵庫県立尼崎総合医療センター
院内保育所等運営業務委託事業者募集要領

令和6年9月

兵庫県立尼崎総合医療センター

1. 目的

この要領は、兵庫県立尼崎総合医療センターにおける院内保育所及び病児・病後児保育所（以下、「院内保育所等」という。）の運営にかかる委託業務について、院内保育所等の運営は、保育方針や保育内容並びに保育に対する姿勢等に違いがあることから、その事業者の選考は「公募型プロポーザル方式」により実施することとし、その必要な手続等について定める。

2. 委託業務名

兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所等運營業務委託

3. 保育施設の概要

(1) 所在地

兵庫県尼崎市東難波町2丁目17番77号
兵庫県立尼崎総合医療センター 内

(2) 施設概要

約300㎡（「施設図面」参照）

4. 委託業務要求水準

別紙兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所等運營業務委託事業者募集仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

5. 委託期間

令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで。

（地方自治第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。

なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

6. 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 次の3つの要件を満たす者（いずれも、業務委託契約による運営を含む。）

- ① 近畿府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に本社又は営業所等を有する法人等であること。
- ② 保育施設の運営実績が令和6年3月31日時点で5年以上継続してあること又は病院の院内保育所の運営実績が令和6年3月31日時点で5年以上継続してあること。
- ③ 病児・病後児保育所の運営実績が令和6年3月31日時点で5年以上継続して有する保育事業者であること。

(2) 許認可等の取得者

本運營業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

(3) 欠格要件のない者

法人及びその代表者等が次の①から⑩までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者
- ⑥ 認可外保育施設指導監督の指針（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知。）又は国の病児・病後児保育事業実施要綱を遵守していない（できない）者
- ⑦ 国税及び県税を滞納している者
- ⑧ 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- ⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑩ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人または被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等

7. 参加手続き

(1) 事務局

〒660-8550 兵庫県尼崎市東難波町2丁目17番77号

兵庫県立尼崎総合医療センター総務部総務課 担当（南）

電 話 (06) 6480-7000（代）

F A X (06) 6480-7001

H P <http://agmc.hyogo.jp>

メールアドレス Hiroshi_Minami@pref.hyogo.lg.jp

※事務局の開庁日・受付時間

土日祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）。

上記以外においては、受付等は一切できないため、留意すること。

(2) 募集要領の配布

① 配布期間

令和6年9月17日（火）から令和6年10月1日（火）まで

② 配布場所

当院ホームページ (<https://agmc.hyogo.jp/>) からダウンロードすること。

(3) 参加申込書の提出（受付）

① 提出方法

所定の参加申込書（様式第1号）、欠格要件なきことの誓約書（様式第2号）、を事務局へ持参または郵送とする。

なお、参加申込書には、以下の書類を添付すること。

- ア 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者
 - ・物品関係入札参加資格審査結果通知書
- イ 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない者
 - ・商業登記簿謄本又はそれに類する登記簿謄本（写し可）
 - ・県税にかかる納税証明書（3）
 - ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書 その3

② 受付期限

令和6年10月11日（金）午後5時（必着）

8. 質問の受付及び回答等

(1) 質問方法（質問書の提出）

本募集要領等にかかる質問事項は、提案書の提出前において、質問書（様式第3号）を作成し、事務局宛に電子メールで提出すること。

なお、電話での問い合わせ等には、応じないものとする。

(2) 質問書提出期間

令和6年10月2日（水）から令和6年10月16日（水）まで

(3) 質問等への回答方法

令和6年10月23日（水）午後5時までに順次、参加申込書を提出した者へ電子メールにより回答する。なお、質問等への回答は、当募集要領及び仕様書の補足、追加又は修正とみなすものとする。

9. 提案書及び提出期限等

(1) 提出書類及び提案項目

提出書類、様式等は次のとおりとし、別添「仕様書」に基づき、提案すること。

- ① 提案書表紙（様式第4号）
- ② 法人等概要書（様式第5号）
 - 団体の活動状況（沿革、業務内容、財政経営状況等）
- ③ 保育施設又は院内保育所の運営（受託）実績（様式第6号）
 - *記載は最大3件まで
- ④ 病児・病後児保育所の運営（受託）実績（様式第7号）
 - *記載は最大3件まで
- ⑤ 業務委託運営費見積書（様式自由）
 - ア 見積書（院内保育、病児・病後児保育それぞれ別々に提出すること）
 - 見積条件は、仕様書に示した条件とし、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、保育施設運営1回あたりの金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
 - イ 見積算定根拠
- ⑥ 保育所等運営受託に関する提案書（様式自由）
 - ※ 下記のア～サの項目について、院内保育と病児・病後児保育とをそれぞれ

分けて、別々の様式で提出すること。

- ア 運営方針（保育所運営に当たっての基本的な考え方、目標、運営組織等）
- イ 保育内容（1日の保育の流れ、1年間の行事計画等）
- ウ 安全管理（事故・災害発生の防止策、発生時の対応等）
- エ 健康管理、衛生管理（乳幼児の健康管理、食事管理）
- オ 職員の配置等（職員の配置や勤務体制の計画、不測の事態への対応等）
- カ 職員の研修、職員の健康管理の取り組み
- キ 保護者との連絡・連携方法
- ク 情報公開、個人情報保護の取り組み
- ケ 保育所運営に当たっての独自の自主事業や特色等の提案
- コ クレーム対応の体制と取り組み
- サ 新型コロナウイルス感染症対策の取り組み（感染防止対策、新型コロナウイルス感染患者発生時の対応等）
- シ 病児・病後児保育に関する取り組み

⑦ 職員の採用計画（様式自由）

運営受託した場合の職員の採用計画等（採用方法、採用基準、雇用形態等）

⑧ その他参考資料（必要に応じて）

(2) 書類の体裁

原則、A4版・縦型・横書き・片面印刷・左綴じで作成すること。
ただし、既存資料がある場合は、横型あるいはA3版等でも可とする。

(3) 提出期限

令和6年10月31日（木）午後5時（必着）

(4) 提出場所、方法

事務局へ持参または郵送により提出すること。

(5) 提出部数

正本1部、副本8部

(6) その他

- ・提出書類について、提出期限後の追加及び変更は認めない。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・提出された書類は、複製を作成する場合がある。
- ・提出された書類のほか、審査に必要な書類・資料の提出を求める場合がある。

10. 委託候補者の選考、公表等

応募書類の審査およびプレゼンテーションを実施のうえ、委託候補者を選定する。
なお、選考結果は文書にて通知する。

(1) ヒアリング（プレゼンテーション） 予定日、場所等

① 日 時 令和6年11月7日（木）午後1時30分から

※ 実施日時等詳細については、参加者へ別途通知する。

② 場 所 兵庫県立尼崎総合医療センター4階 会議室2

③ 所要時間 1者25分程度（質疑応答を含む。）

・プレゼンテーション15分程度

・質疑応答10分程度

(2) 委託候補者の選定等

提出書類及びプレゼンテーション等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を委託候補者に選定する。なお、選定した委託候補者との協議が整わない場合は、プレゼンテーションの審査結果において次点として選定された者との交渉を行い、委託候補者として選定する。

また、評価の結果、適切な委託候補者がいないときは、候補者なしとしたうえで、再募集することがある。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、決定後すみやかに各参加者に文書で通知する。

ただし、審査結果にかかる評価・点数等についての問い合わせには一切応じない。

11. 委託契約の締結

選定した委託候補者と、本委託業務の細部及び契約条件（内容、金額等）を協議のうえ、委託契約を締結することとする。なお、選定した委託者と協議が整わない場合は、プレゼンテーションの審査結果において次点として選定された者との交渉を行い、委託業者を決定する。

12. 留意事項

(1) 募集内容に対する承諾

参加者は、応募書類の提出を持って本募集要領及び仕様書の記載内容、条件を承諾したものと見なす。

(2) 費用負担

応募に関する費用は参加者の負担とする。

(3) 使用言語および通貨

応募に係る一連の手続きおよび契約に関する手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(4) 提出書類の変更

提出期限後の書類の変更はできないものとする。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、原則として失格とする。

- ① 提出期限を過ぎてから応募書類の提出があった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本募集要領に違反すると認められた場合

(6) 選定後に欠格要件が発覚した場合は速やかに申し出ること。